

学校施設について、安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。
学校施設の維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報通知願います。

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 10 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課 御中
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

学校施設における維持管理の徹底等による安全確保について

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時の避難所としての役割も果たすことから、日常の安全性の確保は極めて重要です。

「学校施設における維持管理の徹底等による安全確保について」（令和 4 年 4 月 21 日付け事務連絡）において、維持管理の徹底や消費者事故等の情報通知について依頼してきていますが、年度も変わり担当者の異動等もあるため、改めて周知させていただきます。

令和 4 年 3 月 25 日に閣議決定された「第 3 次学校安全の推進に関する計画」においては、近年、学校施設の老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、事故が断続的に発生していること等を背景に、学校設置者による点検・対策の強化が求められています（別添 1）。

については、学校施設における安全確保に万全を期すため、「学校施設の維持管理に関する参考資料」（別添 2）も活用し、維持管理の徹底を図るようお願いします。

なお、外壁落下や体育館床板の剥離による負傷事故など、学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」（別添 3）を参照の上、文部科学省への情報通知に御協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、各都道府県私立学校施設主管課におかれては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して周知するようお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 指導第二係
電話：03-6734-2292（直通）、E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

第 3 次学校安全の推進に関する計画(令和 4 年 3 月 25 日閣議決定)(妙)

[<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/index.html>]

●学校施設の維持管理関係部分抜粋

4. 学校における安全管理の取組の充実

(1) 学校における安全点検

① 学校における安全点検に関する手法の改善

学校の施設・設備などの安全点検については、学校保健安全法施行規則において、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとされている¹。各学校においては、この定期点検に加え、児童生徒等が過ごす安全な環境の確保を図るため、教職員の目視等による日常的な点検が行われている²。

一方、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。また、国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒の方が日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されており、安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気づきや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

国は、子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校向けの定期点検要領の作成について、第3次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。

<主要指標>

- ・児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数

② 学校設置者による点検・対策の実施

学校保健安全法においては、学校環境の安全の確保について、校長による改善措置や、学校設置者に対する申し出を行うことが定められている³。近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

このため、学校設置者は、専門家との連携など施設・設備の点検に関する実施体制の構築を検討することが重要である。具体的には、学校の施設・設備の設置状況や児童生徒等の多様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施して不具合を早期に発見し、適切な維持管理を実施することにより、事故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

さらに、国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

<主要指標>

- ・専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数

¹ 学校保健安全法施行規則第 28 条第 1 項

² 学校保健安全法施行規則第 29 条

³ 学校保健安全法第 28 条

学校施設の維持管理に関する参考資料

※昨年度事務連絡からの追加箇所は黄色着色部分

●消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見

- 「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書(学校の施設又は設備による事故等)」(令和 5 年 3 月 3 日)

…報告書内の「3. 4 学校施設・設備の危険事例(訪問調査)」において、危険な施設又は設備の例が、発生する可能性のある事故、リスク低減策などと共に紹介。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_019/assets/csic_cms101_230301_02.pdf

●学校施設の維持管理に関する手引及びガイドブック等

- 「学校施設の維持管理の徹底に向けてー子供たちを守るためにー」(令和 2 年 5 月)
…学校施設の維持管理に関する設置者の役割、課題等を紹介。
- 「子供たちの安全を守るためにー学校設置者のための維持管理手引ー」(平成 28 年 3 月)
…建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等を紹介。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm

- 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」(平成 27 年 3 月)
- 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(追補版)」(平成 31 年 3 月)
…学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等を紹介。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

- 文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集
「維持管理等のみを行う先導的な PPP/PFI 事業編」(令和 2 年 3 月)
…包括的民間管理委託等の PPP/PFI 手法の活用によって、維持管理等を効率的に行う事例を紹介。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm

●学校施設の維持管理に関する主な通知等

- 「学校環境における樹木の安全確保について」(令和 4 年 8 月 10 日)

…小学校での樹木の落枝による職員死亡事故の発生に伴い樹木の安全性の確認を依頼。

- 「文教施設における法定点検の適切な実施について」(令和 4 年 1 月 24 日)

…学校施設等の法定点検の適切な実施について依頼。

- 「学校環境における工作物及び機器等の安全確保について」(令和 3 年 11 月 19 日)

…小学校での石碑転倒による児童負傷事故の発生に伴い工作物等の安全性の確認を依頼。

- 「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について(通知)」(令和 3 年 5 月 25 日)

…小学校での防球ネット倒壊による児童死傷事故等の発生に伴い工作物等の安全点検の実施を要請。

- 「既存学校施設の維持管理の徹底について」(令和 3 年 4 月 12 日)

…小学校での外壁モルタル落下の発生に伴い外壁等の安全性の確認を依頼。

- 「既存学校施設の維持管理について」(令和元年 10 月 18 日)

…小学校での引き違い窓の障子落下の発生に伴い不具合のある引き違い窓の安全性の確認を依頼。

- 「既存学校施設の維持管理について」(令和元年 8 月 23 日)
…小学校での階段裏のモルタル落下に伴い階段裏を含む天井等の安全性の確認を依頼。
- 「既存学校施設の維持管理の徹底について(通知)」(令和元年 5 月 21 日)
…小学校での外壁モルタル等落下の断続的な発生に伴い安全点検の実施を要請。
- 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」(平成 31 年 2 月 28 日)
…社会体育施設での利用者に床木片が刺さる負傷事故の発生に伴い安全対策の実施を依頼。
- 「学校施設の維持管理の徹底について(通知)」(平成 30 年 6 月 20 日)
…小学でのブロック塀倒壊による児童死亡事故の発生に伴い組積造の塀や補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策等の実施を要請。
- 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査の結果及び取組の徹底について(通知)」(平成 30 年 5 月 31 日)
…体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策を要請。
- 「体育館等に設置されている HID 高天井用照明器具の無償点検・修理について」(平成 30 年 1 月 23 日)
…高等学校での三菱電機株式会社製の高天井用照明器具の落下の発生に伴い高天井用照明器具の安全性の確認を依頼(三菱電機株式会社による無償点検・修理の周知)。
- 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」(平成 29 年 8 月 29 日)
…社会体育施設での利用者に床木片が刺さる負傷事故の発生に伴い安全対策の実施を依頼。
- 「学校施設の維持管理に関するフォローアップ調査の結果及び維持管理の徹底について」(平成 29 年 7 月 28 日)
…建築基準法及び消防法の規定に基づく学校施設・設備の定期的な点検の実施を要請。
- 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)」(平成 29 年 5 月 29 日)
…消費者安全調査委員会委員長からの意見具申を受け、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策を要請。

※上記以外の通知等については、下記 URL 参照。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/1386779.htm

消費者事故等の通知について

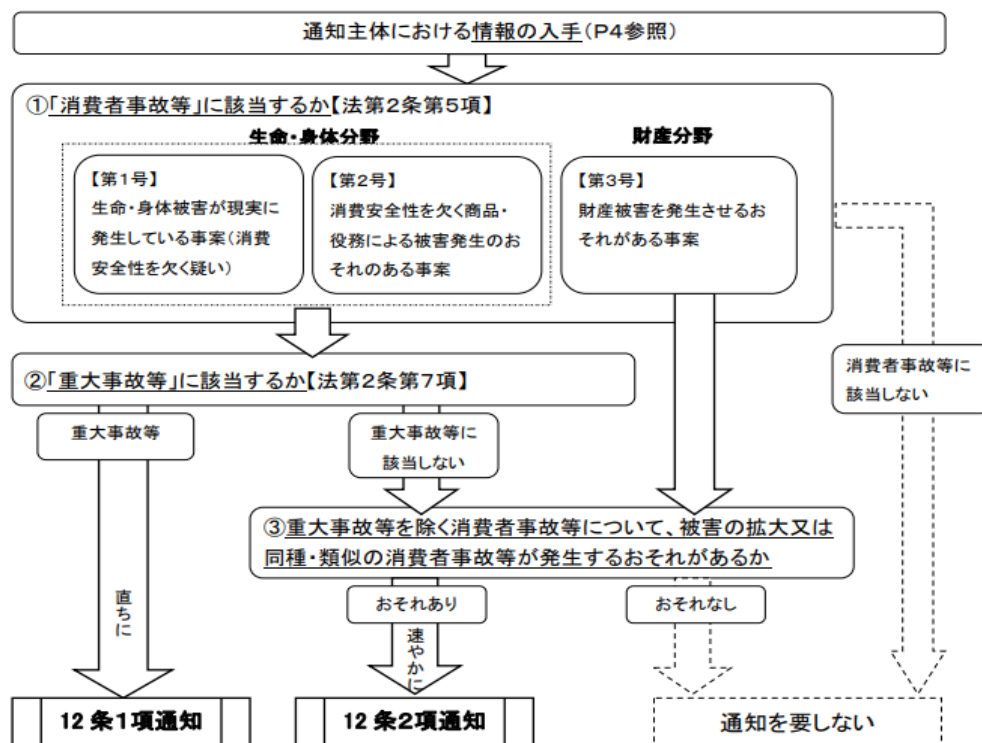
消費者事故等の通知については、別添 4 のとおり消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知に協力いただいておりますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、詳細については、マニュアルを確認してください。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms201_210105_02.pdf)

●通知までの流れ



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、消費生活に係るものについて、

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②消費者事故等に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③重大事故等以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるかについて判断

⇒②に該当する場合は、法第12条第1項の規定に基づいて直ちに通知（以下「12条1項通知」という。）を行い、③に該当する場合は、法第12条第2項の規定に基づいて速やかに通知（以下「12条2項通知」という。）を行う必要がある

●通知すべき事案の考え方

「消費者事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

要件1:事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2:政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3:その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実が発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 22 日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
各都道府県・指定都市スポーツ主管課
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課
消費者庁消費者政策課
文部科学省大臣官房総務課
スポーツ庁健康スポーツ課

消費者事故等の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては、格別の御理解、御協力を頂きまして厚くお礼申し上げます。

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省（スポーツ庁）において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっております。

教育機関等における消費者事故等が発生した場合の通知については、平成 21 年 9 月 1 日付け等で周知（直近では同 29 年 6 月 2 日付けで再周知）しておりますが、当該再周知から約 5 年が経過し、文部科学省における組織改編が行われたこと等を踏まえ、改めて消費者事故等の通知に係る業務フローを整理しましたので、今後は別添のとおり御通知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市除く。）の担当課に本事務連絡を御周知いただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

（消費者庁）

身体・生命に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者安全課

TEL：03-3507-9201（直通）

E-mail：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

財産に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者政策課 財産被害対策室

TEL：03-3507-9176（直通）

E-mail：i.syouhisya.zaisan@caa.go.jp

（文部科学省）

文部科学省大臣官房総務課 法令審議室審議第四係

TEL：03-6734-2156（直通）

E-mail：hourei@mext.go.jp

(スポーツ庁)

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL : 03-6734-2688 (直通)

E-mail : kensport@mext.go.jp

教育機関等における消費者事故等の通知方法

1. 消費者事故等の対象

別紙1「消費者安全法に関する通知制度の概要¹」のとおりです。

教育機関等の施設を利用中に「事故」や「事態」が発生した場合、別紙1を御参照の上、消費者事故等に該当するか、御確認いただきますようお願いいたします。また、具体的な消費者事故等の事例については、別紙2「消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁関係）」を御参照いただきますようお願いいたします。

2. 消費者事故等の通知様式

別紙3「消費者事故等情報通知様式」のとおりです。

3. 消費者事故等の情報通知先

別紙4「消費者事故等の情報通知先一覧」のとおりです。

教育委員会総務担当課や私立学校主管課、スポーツ施設主管課等におかれましては、教育機関等で死亡や負傷疾病に係る事故（事態）が発生した場合（教育機関等からの報告のほか、新聞等で把握した場合を含む。）には、教育機関等に対して、消費者事故等への該当性を御確認いただきますようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、従前どおり、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等を集約の上、御通知いただきますようお願いいたします。

4. その他

消費者事故等の通知²に当たりましては、次の資料も御参照いただきますようお願いいたします。

- (1) 消費者事故等の制度詳細：「消費者事故等の通知の運用マニュアル³」
- (2) 消費者安全法の解釈：「消費者安全法の解釈に関する考え方⁴」
- (3) 社会体育施設において消費者事故等が発生した場合：令和4年10月3日付事務連絡「消費者事故等の通知について⁵」

¹ 資料中①から③は消費者事故等のうち生命・身体の「安全分野」に関するものです。

² 次に掲げる消費者事故等については、別通知や別事務連絡により通知を依頼しているため、本事務連絡に基づく通知を重ねて行う必要はありません。

- ・ 学校給食における食中毒
- ・ 幼稚園における事故
- ・ 国立学校法人附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部における事故

³ 消費者庁ウェブサイト<URL>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms201_210105_02.pdf

⁴ 消費者庁ウェブサイト<URL>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/pdf/090901safety_8.pdf

⁵ 文部科学省ウェブサイト<URL>

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221003-spt_stiiki-300000727_1.pdf

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事故」が発生した場合、要件2・要件3を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、そのうち、「事故」とは、生命・身体被害が**現実に発生している**事案（消費者安全法第2条第5項第1号）をいいます。

要件1： 事業者が（注：営利目的や公共性の有無は問わない。国、地方公共団体、独立行政法人等を含む）

- ・ 事業として供給する**商品・製品**
- ・ 事業のために提供し若しくは利用に供する**物品・施設・工作物**
- ・ 事業として若しくは事業のために提供する**役務**

を**消費者が使用・利用することによって生じた事故**であって、

要件2： 政令で定める以下のいずれかの程度の**被害が発生したもの**

- ・ **死亡事故**
- ・ **治療に一日以上を要する負傷・疾病**
*通常医療施設における治療の必要がない程度（例：絆創膏を貼れば足りる程度）のものを除く
*医療施設において検査、診療を行ったが、特に治療は必要ないと判断された場合は除く
- ・ **一酸化炭素中毒**

要件3： 商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが**明らかであるものを除く**

- *消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品を使用したことで生じた場合
→消費者事故には該当しない
- *事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合
→消費者事故に該当する

消費者安全法に関する通知制度の概要②(消費者事故等の定義)

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事態」が発生した場合、要件2を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「**事態**」をいい、「**事態**」とは、生命・身体被害が**現実には発生していない事案**（消費者安全法第2条第5項第2号）をいいます。

要件1： 消費安全性を欠く商品等又は役務の**消費者による使用・利用が行われた事態**であって、

*およそ消費者による使用・利用が行われていない場合（事業者の倉庫内で腐敗）は消費者事故に該当しない

要件2： 商品または役務の使用等において、第1号に掲げる**事故が発生するおそれがあるもの**として政令で定める以下の要件のいずれかに該当するもの

- 商品等・役務が**安全基準に不適合**

*例えば、医薬品医療機器等法に基づく基準、住宅におけるヒムアルデヒドの使用基準が該当

- ＜飲食物以外の＞物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の**劣化**や、過熱・異常音等の**異常が生じた事態**

*例えば、使用中の遊具の支柱が折れた場合が該当

- ＜飲食物に＞腐敗・変敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の**異常が生じた事態**

*例えば、ガラス片が飲料に混入していた場合が該当

- 窒息その他生命・身体に対する**著しい危険が生じた事態**

*例えば、洗剤等の薬品を使用により有毒ガスが発生したが直ちに換気し被害が未発生の場合が該当

消費者安全法に関する通知制度の概要③(消費者事故等の定義)

事故や事態のうち重大なものは、「重大事故等」として、消費者事故等の中で区分されます。

消費者事故等のうち**重大事故等**は、次に掲げる「事故」、「事態」（消費者安全法第2条第7項第1号、第2号）をいいます。

○「事故」のうち、被害が重大であるものとして政令で定めるもの

- ・ 死亡
- ・ 治療に30日以上を要する負傷・疾病（*1）
- ・ 内閣府令で定める程度の身体障害（*2）が残る負傷・疾病
- ・ 一酸化炭素中毒

*1 治療に30日以上を要する負傷・疾病とは・・・

→ 基本的には医療機関の判断を尊重

→ 治療期間が30日以上となる可能性が高い場合は要通知（実際に30日を経過する必要はない）

*2 内閣府令で定める程度の身体障害とは・・・

→ 視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害であって長期にわたり身体に存するもの など

○「事態」のうち、重大な生命・身体事故等が発生するおそれのあるものとして政令で定めるもの

- ・ 安全基準不適合かつ、（飲食物以外の）物品・施設・工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に劣化が生じたこと
- ・ 安全基準不適合かつ、飲食物に毒物・劇物等の含有・付着
- ・ 窒息その他生命若しくは身体に対する著しい危険が生じたこと
- ・ 火災その他の著しく異常な事態が生じたこと

消費者安全法に関する通知制度の概要④(消費者事故等の通知)

消費者事故等については、重大事故等に該当する場合、「直ちに通知」する必要があります。

国の行政機関や地方公共団体に対して、消費者事故等の発生 の 情報 を 得 た と き に、内閣総理大臣（消費者庁）への事故情報の通知を義務付けるものです。

【趣旨】

消費者庁設立前に、消費者事故等に関する情報が、各行政機関に個別に保有され、共有できるものになっていないという課題が指摘されたことを踏まえ、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約し、分析する体制を整備（2009年）し、消費者事故の重大性や拡がりについて、早期に把握し適切な対応につなげる。

○ 重大事故等の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要等を通知しなければならない。

（消費者安全法第12条第1項）

○ 消費者事故等（重大事故等を除く。）の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、（略）被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要等を通知するものとする。

（消費者安全法第12条第2項）

消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁関係）

No.	発生場所	公表内容
1	小学校	小学校のプールにおいて、フラフープを用いた飛び込みの練習中、飛び込んだ生徒がプールの底に頭頂部をぶつけ、頸髄不全損傷等の重傷。【重大事故等】
2	小学校	小学校の校庭に設置されていた防球ネットで児童が遊んでいたところ、2本の木製支柱のうち1本が根本から折れ、児童2名に直撃した。病院に搬送されたが、1名が死亡、1名が重傷。【重大事故等】
3	小学校	体育の授業でサッカーをしていた生徒がゴールポストの網にぶら下がったところ、ゴールポストが倒れ、下敷きになり、搬送先の病院で死亡が確認された。【重大事故等】
4	小学校	給食中、当該パンを喉に詰まらせ、病院に救急搬送されたが、意識不明の重体。その後、搬送先の病院で死亡した。【重大事故等 警察庁通知】
5	小学校	職員が体育館に設置された当該電動式舞台装置を収納する際に、ボタンを固定したままそばを離れたところ、壁と当該製品の間に児童の頸部が挟まり、救急搬送され、低酸素脳症（疑い）による重傷。【重大事故等 消防庁通知】
6	小学校	児童が小学校のブランコで遊んでいたところ、当該ブランコの鎖が外れて転落し、頭部打撲で救急搬送。【消防庁通知】
7	中学校	中学校の校舎に取り付けた縦どいが外壁から外れ、落下した一部が通行中の生徒に当たり右足の指を骨折。【重大事故等】
8	高校	高校のグラウンドにおいて、生徒が投げた陸上競技用のハンマーが他の生徒の頭に当たり、病院に搬送されたが死亡した。【重大事故等】
9	高校	高校の体育館に設置してある高鉄棒が倒れ、練習中の体操部員の顔面を直撃し、頬陥没複雑骨折。【重大事故等】
10	高校	登山講習会に参加していた高校生と教員が雪崩に巻き込まれ、生徒7名と教員1名の計8名が死亡。【重大事故等】
11	高校	水泳の授業中、教諭がデッキブラシの柄で示した高さを越えて飛び込むように指示したところ、その指示に従いプールに飛び込んだ生徒が、頭部を水底に強打し、頸髄損傷等の重傷。【重大事故等】
12	高校	高校の体育館の照明器具が落下。
13	スタジアム ※公共施設	スタジアムにおいて、スポーツクライミングの競技中に選手が落下し、スポンジのクッションカバーが巻かれた柵上部に衝突し、尾てい骨を骨折。
14	武道場 ※公共施設	武道場において、練習会の設置作業中、後ろ向きにすり足で後退していたところ、床材の一部（木片）が足裏に刺さり、2針縫う負傷。
15	体育館 ※公共施設	公共施設（体育館）において、施設利用中に当該天井パネルが落下。【重大事故等】
16	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中に床に滑り込んだ際に、剥離した床材の一部が左太ももに刺さり、16針を縫合。【重大事故等】
17	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの試合中に転倒したところ、転倒時の衝撃で剥離した床材の一部（木片）が左太ももに刺さり、全治2週間の負傷。
18	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中にレシーブのため床に飛び込んだところ、床材の一部（木片）が腹部に刺さり、負傷。救急搬送先で木片を除去。
19	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの練習中に床に滑り込んだ際に剥離した床材の一部が右膝に刺さり、13針縫う負傷。
20	体育館 ※公共施設	体育館において、着座から後方へ引くように立ち上がったところ、床材の一部が臀部に刺さり、負傷。

文 部 科 学 省 消 費 者 事 故 等 情 報 通 知 様 式

1. 本件の取り扱いについて

(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。)

☐

公益通報

☐

企業機密

☐

行政処分予定

2. 通知者に関する事項

(通知主体の情報を記入します。文部科学省で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

- ① 通知主体
(行政機関名等)



担当者名：

所属部署：

電話番号：

- ② 通知日時

年

月

日

時

分頃



第

報

3. 事故等の種別

(事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表1参照。)

安全分野 (生命・身体被害)

☐

重大事故等

☐

重大事故等以外

☐

財産被害分野 (表示・取引)

4. 事故等が発生した日時・地域

(事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。)

- ① 発生日時

年

月

日

時

分頃

- ② 発生地域

(都道府県等)

(市町村)

5. 事故等が発生した場所

(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を () に記入します。)

施設等の場所

☐

住宅

☐

店舗・商業施設

☐

学校

☐

病院・福祉施設

☐

公園

☐

道路

☐

公共施設

☐

海・山・川等自然環境

☐

車内・機内・船内

☐

その他 → ()

施設内の場所

☐

階段

☐

浴槽・風呂場

☐

台所

☐

玄関

☐

居室

☐

洗面所

☐

ベランダ

☐

庭

☐

廊下

☐

昇降機 (エレベータ)

☐

エスカレータ

☐

動く歩道

☐

自動ドア

☐

回転扉

☐

その他 → ()

6. 情報を得た日時

(本件の情報を得た年月日および時間を記入します。)

情報を得た日時

年

月

日

時

分頃

7. 情報を得た方法

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その方法を () に記入します。)

☐ 来所	☐ 電話	☐ F A X	☐ 文書 (手紙等含む)
☐ 電子メール	☐ その他 → ()		

8. 情報提供者

(本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは○を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。)

☐	☐ 消費者	☐ 公益通報者	☐ 職権探知
	☐ 事業者 (製造)	☐ 事業者 (販売)	☐ 事業者 (同業他者等その他)
	情報提供者の氏名 または事業者名 → 情報提供者の住所 → 情報提供者の電話番号 →		

文部科学省及び
消費者庁からの
直接連絡
(可・不可)

☐

☐ 情報提供者不明・匿名

9. 被害者 (負傷者・契約当事者等)

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は… ☐ 情報提供者自身 ☐ 情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数 人

性別人数 年齢別人数 職業別人数	男性	☐ 人	女性	☐ 人				
	0歳以下	☐ 人	1歳以下	☐ 人	2歳以上 5歳未満	☐ 人	10歳未満	☐ 人
	10歳代	☐ 人	20歳代	☐ 人	30歳代	☐ 人	40歳代	☐ 人
	50歳代	☐ 人	60歳代	☐ 人	70歳代	☐ 人	80歳以上	☐ 人
	給与生活者	☐ 人	自営業・ 自由業者	☐ 人	家事従事者	☐ 人	高校生以上の 学生	☐ 人
	中学生	☐ 人	小学生	☐ 人	保育幼稚園児	☐ 人	未就園児	☐ 人
	無職	☐ 人	その他	☐ 人	不明	☐ 人		

10. 事故等の原因の特定情報

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。)

① 事業者の属性

☐ 製造業者・輸入業者	→ 名称 ()
☐ 販売業者等 (購入先・契約先)	→ 名称 ()
☐ 信用供与者 (信販、クレジット、リース等)	→ 名称 ()
☐ 工事業・修理業者	→ 名称 ()
☐ その他	→ 名称 ()

② 商品・役務名

③ 型式・ロット番号

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別

(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

☐

事故情報

☐

ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表2参照。)

☐

死亡

☐

負傷・疾病

☐

一酸化炭素中毒

☐

安全基準不適合

☐

飲食物の異常

☐

飲食物以外の異常

☐

窒息等の危険

☐

火災等の異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を()に記入します。)

☐

火災事故

☐

発煙・発火・過熱

☐

点火・燃焼・消火不良

☐

破裂

☐

ガス爆発

☐

ガス漏れ

☐

燃料・液漏れ等

☐

化学物質による危険

☐

漏電・電波等の障害

☐

製品破損

☐

部品脱落

☐

機能故障

☐

転落・転倒・不安定

☐

操作・使用性の欠落

☐

交通事故

☐

誤飲

☐

中毒事故

☐

異物の混入

☐

腐敗・変質

☐

その他 → ()

14. 安全分野の事故等の原因

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

☐

製品自体の不良

☐

表示又は取扱説明書の不備

☐

製品自体の不良

☐

表示の不備

☐

経年劣化

☐

業者の設置・施行不良

☐

業者の修理不良

☐

業者輸送中の取扱いの不備

☐

消費者の誤使用

☐

消費者の不注意

☐

消費者の設置・施行不良

☐

消費者の修理不良

☐

製品には起因しない偶発的事故

☐

その他

☐

原因不明

☐

調査中

☐

調査不能

原因調査機関 →

15. 安全分野の事故等の品目

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

☐	食料品	☐	家電製品	☐	住居品	☐	文具・娯楽用品
☐	光熱水品	☐	被服品	☐	保健衛生品	☐	車両・乗り物
☐	建設・設備	☐	保険・福祉サービス				
☐	その他 → (_____)						

16. 被害の状況

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その被害の状況を()に記入します。)

☐ 骨折	☐ 脱臼・捻挫	☐ 切断	☐ 擦過傷・挫傷 ・打撲傷
☐ 刺傷・切傷	☐ 頭蓋(内)損傷	☐ 内臓損傷	☐ 神経 ・脊髄の損傷
☐ 筋・腱の損傷	☐ 窒息	☐ 熱傷	☐ 凍傷
☐ 皮膚障害	☐ 感電障害	☐ 一酸化炭素中毒	☐ 食中毒
☐ その他の中毒	☐ 感覚機能の低下	☐ 呼吸器障害	☐ 消化器障害
☐ その他 → ()			

17. 安全分野の事故等の態様（事故等の詳細）【必須】

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)



【財産被害分野】

18. 財産被害分野の事故等の種類

(財産被害分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表3参照。)

- | | | | |
|---|--|--|--|
| ☐ 虚偽・誇大な
広告・表示 | ☐ 不実告知・
事実不告知 | ☐ 断定的判断の
提供 | ☐ 不退去・
退去妨害 |
| ☐ 消費者を欺き、
威迫し、困惑さ
せる | ☐ 事業者の損害賠
償責任等を免除
する契約条項 | ☐ 損害賠償請求の
制限違反 | ☐ キャンセル料の
制限違反 |
| ☐ 法によって無効
とされる契約条
項 | ☐ その他消費者の
利益を一方的に
害する契約条項 | ☐ 履行拒否・
履行遅延 | ☐ 違法景品 |
| ☐ 不招請勧誘 | ☐ 適合性原則違反 | ☐ 書面交付義務
違反 | ☐ 説明義務違反 |
| ☐ その他 → () | | | |

19. 財産被害分野の事故等の分野

(財産被害分野の事故等の分野について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表4参照。)

- | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 商品 | ☐ 役務 | ☐ 先物 | ☐ 金融・投資 |
| ☐ 賃貸借 | ☐ 多重債務 | ☐ 架空請求 | ☐ 過量販売 |
| ☐ その他 → () | | | |

20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表5参照。)

- | | | | |
|--|--|--|---|
| ☐ 店舗購入 | ☐ 訪問販売 | ☐ キャッチ
セールス | ☐ アポイント
メントセールス |
| ☐ 通信販売 | ☐ インターネット
ショッピング | ☐ インターネット
オークション | ☐ テレビ
ショッピング |
| ☐ 電話勧誘販売 | ☐ マルチ・
マルチまがい | ☐ 業務提供誘因
販売 | ☐ 特定継続的
役務提供 |
| ☐ ネガティブ・
オプション | ☐ その他 → () | | |

21. 財産被害分野の事故等の態様（契約の成否）

(財産被害分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- | | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| ☐ 既に契約・申込した | ☐ まだ契約・申込していない | ☐ 不明 |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|

22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を()に記入します。別添「用語説明」表6参照。)

- | | | | |
|-----------------------------|------------------------------------|---|---|
| ☐ 現金 | ☐ 自社割賦 | ☐ 包括信用購入
あっせん(クレ
ジットカード) | ☐ 個別信用購入
あっせん |
| ☐ 借金 | ☐ その他 → () | | |

23. 財産被害分野の事故等の態様（被害金額）

（財産被害分野の事故等で被害に遭った、または、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。）

既払い金額

→

円

商品・役務自体の金額

→

円

申込金

→

円

クレジット等手数料

→

円

その他

{

円（

)

円（

)

円（

)

被害金額は不明

24. 財産被害分野の事故等の態様（事故等の詳細）【必須】

（財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。）

25. 通知するとした判断理由（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（通知すると判断した理由について、自由に記載します。）

26. 関連事項（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）

（関連する事項があれば、自由に記載します。）

27. その他特記事項

（その他特記すべき事項について、自由に記載します。）

消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。（※赤字部分が変更箇所）

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

（理科や技術・家庭などの授業中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL：03-6734-2565（直通）

E-mail：kyoiku@mext.go.jp

（学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について）

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL：03-6734-2674（直通）

E-mail：skikaku@mext.go.jp

（運動部活動中における製品に起因する事故等について）

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL：03-6734-3953（直通）

E-mail：tiikisport@mext.go.jp

（高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

TEL：03-6734-2904（直通）

E-mail：sangyo@mext.go.jp

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL：03-6734-2292（直通）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL：03-6734-2966（直通）

E-mail：anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設(博物館を除く)における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : chisui@mext.go.jp

(社会体育施設での一般利用時(学校体育、部活動利用時を除く)における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

E-mail : stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室(施設係)

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : hourei@mext.go.jp